

## 第5回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会会議次第

開催日時：平成16年4月7日（水）14：00～

開催場所：厚田村役場2階 議会議場

### 1 開 会

### 2 協議事項

- 議会議員の定数及び任期について

### 3 その他

- 第6回会議の開催日時等について

### 4 閉 会

**議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会**

# **第 5 回 委 員 会 議 案**

平成16年4月7日(水) 14:00~

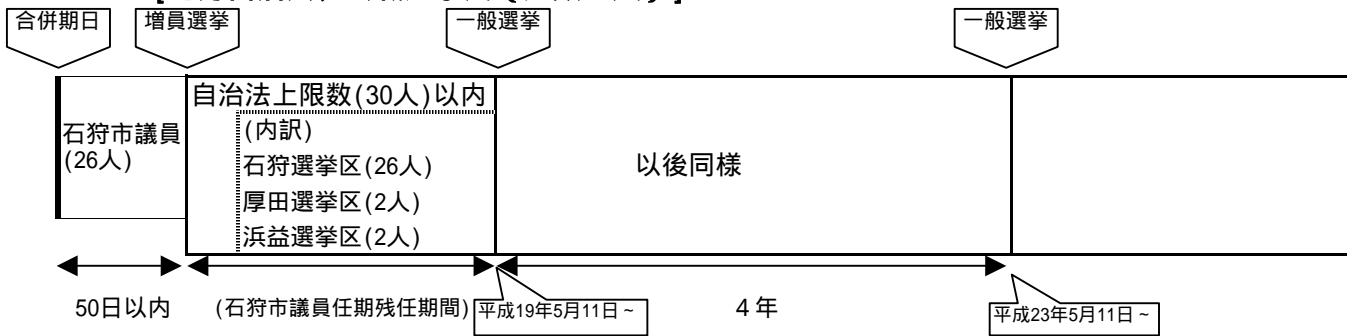
厚田村役場2階 議会議場

**石狩市・厚田村・浜益村合併協議会**

# 議会議員の定数及び任期と特例措置(編入合併)

## 合併特例法を適用しない場合

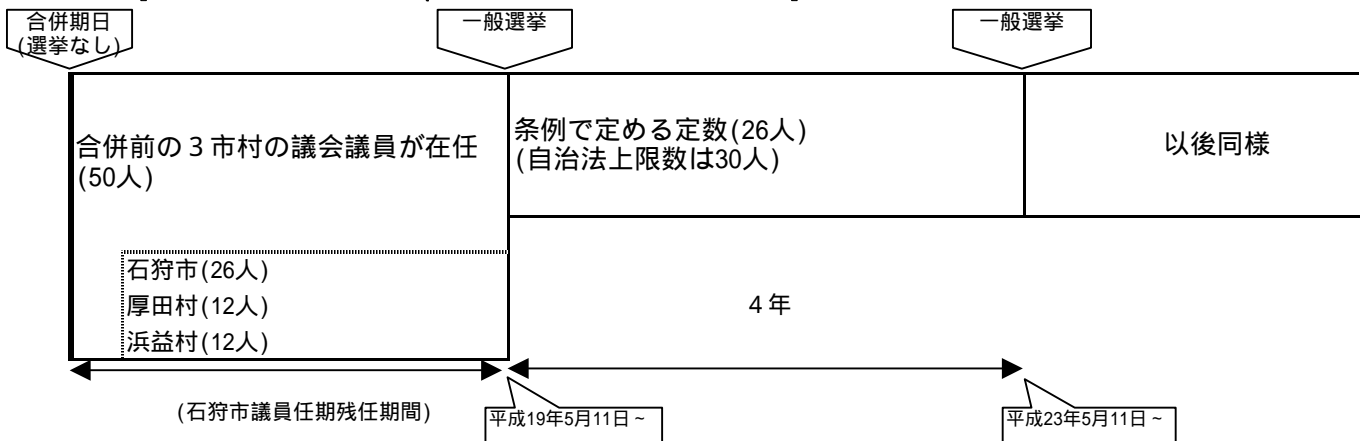
### パターン1-4 [地方自治法、公職選挙法(定数30人)]



厚田村、浜益村を合わせて1つの選挙区とすることも可能

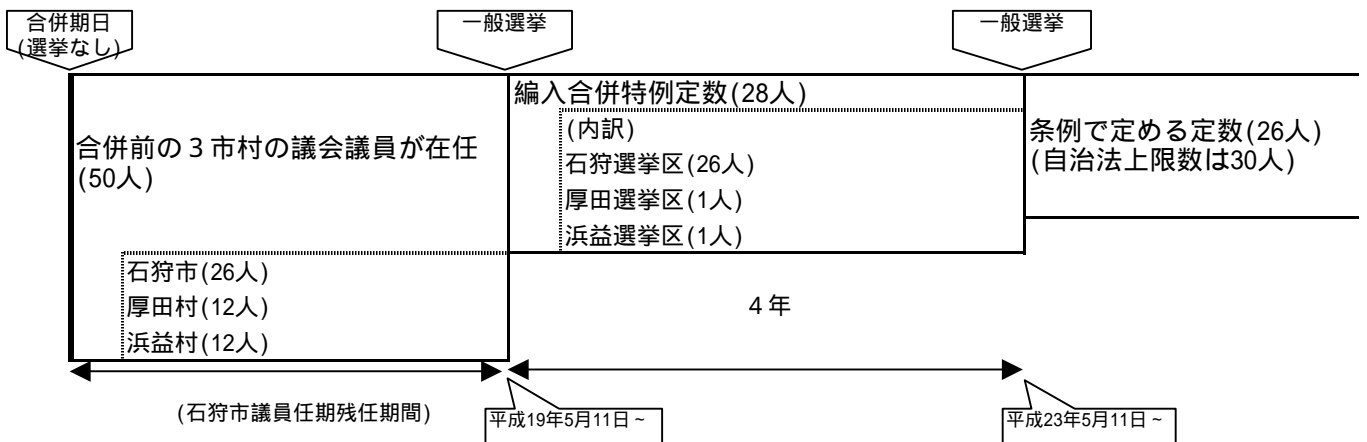
## 合併特例法を適用する場合

### パターン3 [在任特例~定数26人(特例期間のみ議員数50人)]



### パターン5 [在任特例+定数特例

### ~定数26人(特例期間のみ議員数50人+2村に選挙区を設置し議員数28人)]



### 編入合併特例定数

(石狩市)26人 + (厚田村)1人 + (浜益村)1人 = **28人**

増員数 = 編入する市町村の定数 × (編入される市町村の人口 ÷ 編入する市町村の人口)  
(0.5未満の端数は切り捨て、0.5以上1未満は1とする。)

厚田選挙区増員数 26人 × (2,804人 ÷ 54,567人) = 1.3人 1人

浜益選挙区増員数 26人 × (2,363人 ÷ 54,567人) = 1.1人 1人

第5回小委員会再提出

条例改正等により「報酬等の現況」に改正があるため再提出する。

議会議員に関する基礎データ

定数・任期の現況

区 分	石狩市	厚田村	浜益村	計
条例定数	26人	12人	12人	
現議員数	26人	12人	12人	50人
任 期	平成15年5月11日～ 平成19年5月10日	平成15年5月1日～ 平成19年4月30日	平成13年1月20日～ 平成17年1月19日	
	4 年			
自治法上の上限数	30人 (91条2項6号)	14人 (91条2項2号)	14人 (91条2項2号)	

石狩市に厚田村及び浜益村が編入合併した場合の新「石狩市」における、地方自治法上の定数上限数は30人である。

報酬等の現況

区 分		石狩市	厚田村	浜益村
報酬月額	議 長	439,000円	279,000円	251,000円
	副 議 長	383,000円	240,000円	219,000円
	常任委員長		221,000円	199,000円
	議運委員長		221,000円	199,000円
	議 員	336,000円	211,000円	188,000円
期末手当額(年間)		4.785月	3.70月	4.40月

その他の現況

区 分	石狩市	厚田村	浜益村	計
区 域 面 積	117.86km <sup>2</sup>	292.83km <sup>2</sup>	311.15km <sup>2</sup>	721.84km <sup>2</sup>
H12 国調人口	54,567人	2,804人	2,363人	59,734人

編入合併の先進事例による制度の適用パターン（議会議員関係）

合併した事例

合併期日	県名	新市名	関係市町村（議員数：人）	適用パターン	議員数（人）	任期	期間（約）
H13.1.1	新潟県	新潟市	新潟市(48)、黒崎町(22)	パターン3 在任	48 + 22 = 70	H15.5.1	2年4ヵ月
H13.4.1	茨城県	潮来市	潮来町(20)、牛堀町(14)	パターン3 在任	20 + 14 = 34	H16.2.10	2年10ヵ月
H13.11.15	岩手県	大船渡市	大船渡市(24)、三陸町(16)	パターン3 在任	24 + 16 = 40	H16.5.8	2年6ヵ月
H14.11.1	茨城県	つくば市	つくば市(34)、荃崎町(16)	パターン3 在任	34 + 16 = 50	H16.11.29	2年1ヵ月
H15.2.3	広島県	福山市	福山市(38)、内海町(12)、新市町(18)	パターン4 定数	38 + 1 + 2 = 41	H16.4.30	1年2ヵ月
				+ 定数	38 + 1 + 2 = 41	H20.4.30	+ 4年
H15.3.1	広島県	廿日市市	廿日市市(20)、佐伯町(16)、吉和村(8)	パターン3 在任	20 + 16 + 8 = 44	H17.3.31	2年1ヵ月
H15.4.1	広島県	呉市	呉市(34)、下蒲刈町(10)	パターン2 定数	34 + 1 = 35	H15.4.30	1ヵ月
	愛媛県	新居浜市	新居浜市(34)、別子山村(8)	パターン5 在任	34 + 8 = 42	H15.5.1	1ヵ月
				+ 定数	30 + 1 = 31	H19.5.1	+ 4年
H15.6.6	千葉県	野田市	野田市(32)、関宿町(20)	パターン3 在任	32 + 20 = 52	H18.5.30	3年
H15.7.7	新潟県	新発田市	新発田市(30)、豊浦町(18)	パターン3 在任	30 + 18 = 48	H19.4.30	3年10ヵ月
H15.8.20	愛知県	田原市	田原町(20)、赤羽根町(6)	パターン3 在任	20 + 6 = 26	H19.2.2	3年5ヵ月
H16.4.1	広島県	府中市	府中市(24)、上下町(8)	パターン3 在任	24 + 8 = 32	H18.5	2年1ヵ月
H16.4.1	広島県	呉市	呉市(34)、川尻町(16)	パターン2 定数	34 + 2 = 36	H19.4.30	3年1ヵ月

今後合併予定の事例

合併期日	県名	新市名	関係市町村（議員数：人）	適用パターン	議員数（人）	任期	期間（約）
H16.12.1	北海道	函館市	函館市(34)、戸井町(12)、恵山町(12)、 椴法華村(10)、南茅部町(16)	パターン5 在任	34 + 12 + 12 + 10 + 16 = 84	H19.5.1	2年5ヵ月
				+ 定数	34 + 1 + 1 + 1 + 1 = 38	H23.5.1	+ 4年

報酬は、5市町村現行のとおりとしている。（合併前のそれぞれの議員報酬額）

**(1)平成17年3月31日を合併期日と仮定した場合**

議員数の推移

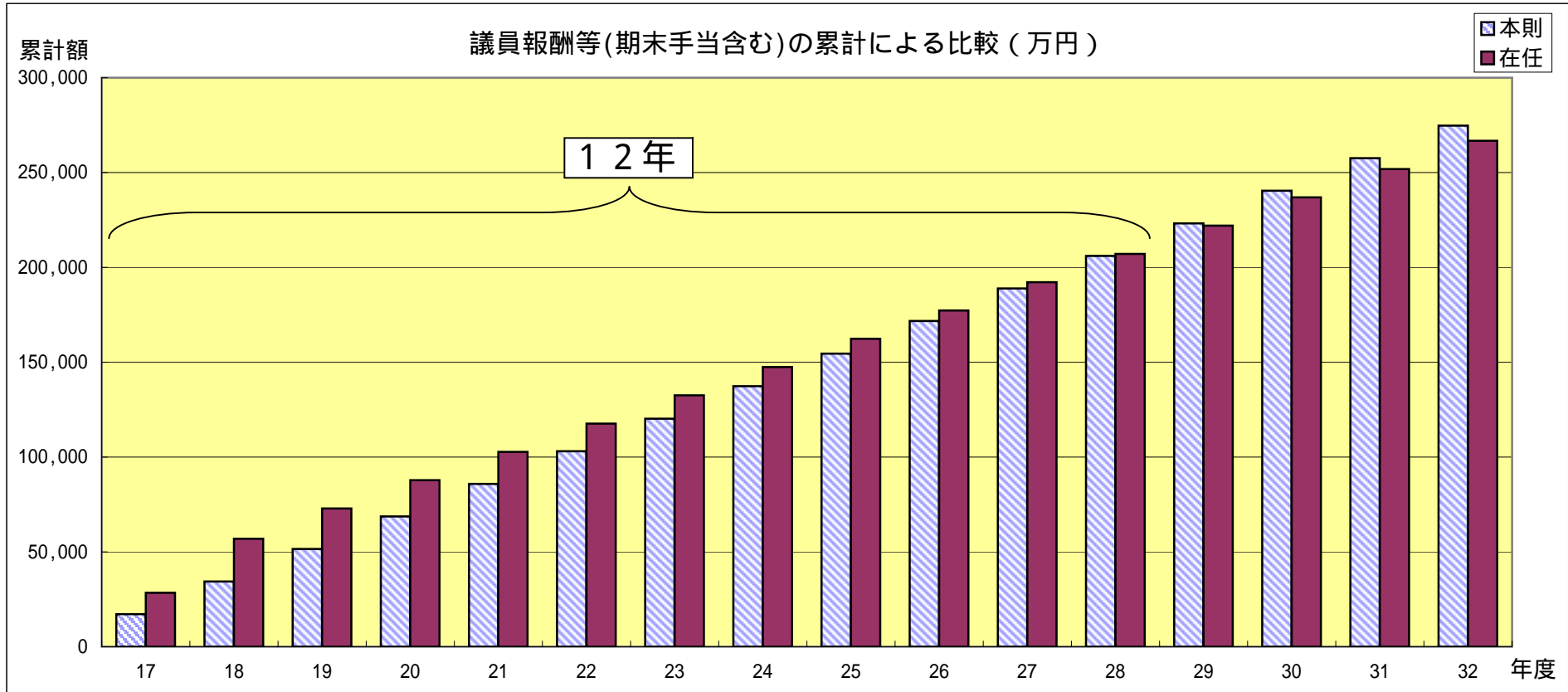
(単位：人)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
単年度議員数	本則 30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	在任 50	50	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
累積議員数	本則 30	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330	360	390	420	450	480
	在任 50	100	126	152	178	204	230	256	282	308	334	360	386	412	438	464

議員報酬等(期末手当を含む)の推移

(単位：万円)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
単年度報酬等	本則 17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171
	在任 28,451	28,451	15,982	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915
累積報酬等	本則 17,171	34,342	51,513	68,684	85,855	103,026	120,197	137,368	154,539	171,710	188,881	206,052	223,223	240,394	257,565	274,736
	在任 28,451	56,902	72,884	87,799	102,714	117,629	132,544	147,459	162,374	177,289	192,204	207,119	222,034	236,949	251,864	266,779



**(2)平成18年3月31日を合併期日と仮定した場合**

議員数の推移

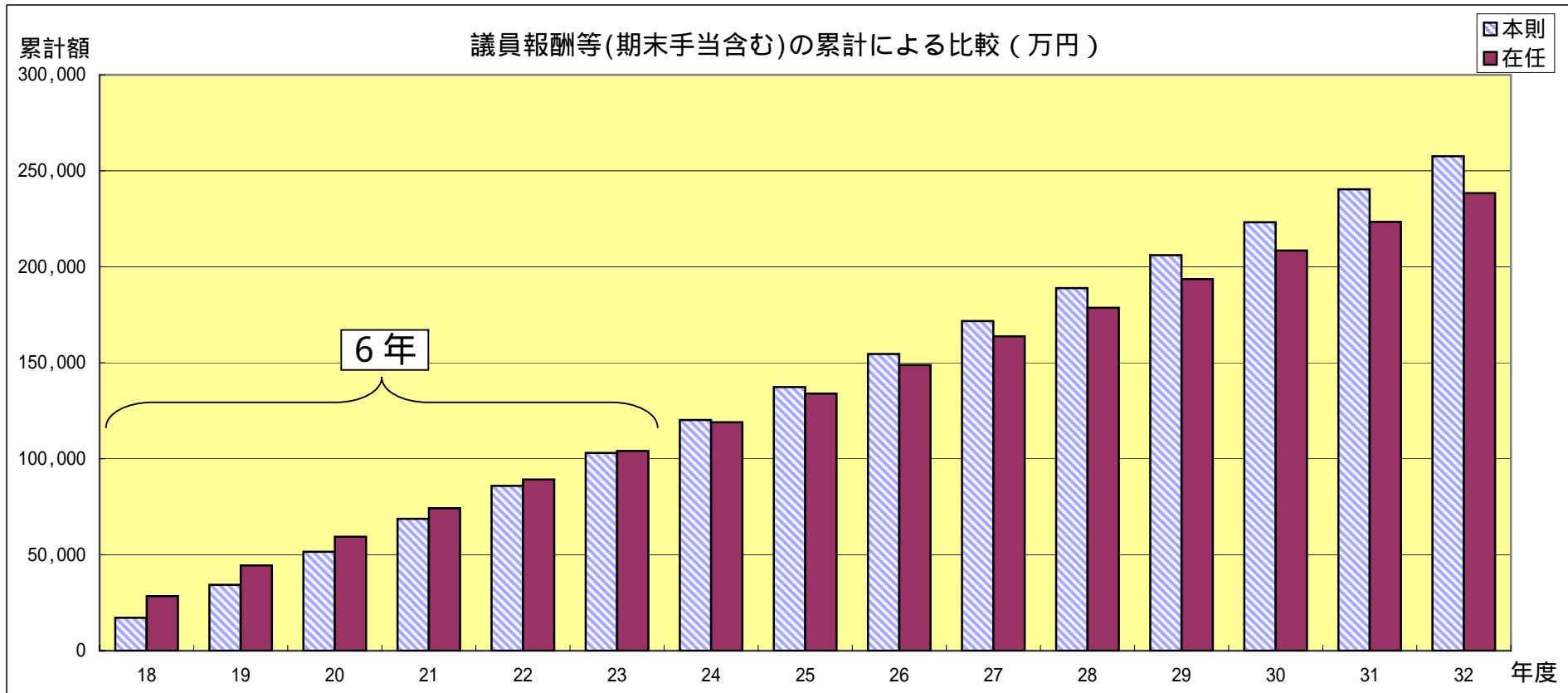
(単位：人)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
単年度議員数	本則 30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
議 員 数	在任 50	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
累 積 議員数	本則 30	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330	360	390	420	450
議 員 数	在任 50	76	102	128	154	180	206	232	258	284	310	336	362	388	414

議員報酬等(期末手当を含む)の推移

(単位：万円)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
単年度報酬等	本則 17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171	17,171
報 酬 等	在任 28,451	15,982	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915	14,915
累 積 報酬等	本則 17,171	34,342	51,513	68,684	85,855	103,026	120,197	137,368	154,539	171,710	188,881	206,052	223,223	240,394	257,565
報 酬 等	在任 28,451	44,433	59,348	74,263	89,178	104,093	119,008	133,923	148,838	163,753	178,668	193,583	208,498	223,413	238,328



議村町村  
5市町村  
「在任特例」

# 報酬格差が焦点

## 現行3倍 29日法定協で論議

函館市議会市町村合併調査特別表が十二日、合併後の議員定数を「在任特例」適用で八四とする方向を打ち出し、協議のタイムリミットが迫る中、在任特例を主張する四町村側に配慮した結果といえる。定数問題が

決着したことで、今後は議員報酬の問題が焦点となるが、他にも議会運営や施設など懸案は多く、論議は必至だ。

市議会内には人口比で圧倒的に少ない町村部の議員が多くなるアンバランスを問題とする意見が根強い。在任特例を認め

た市議の中にも同表が打診した現行定数三四と二を加えた地方自治法上の上限定数四六がベストとする声は少なくなく、「議会の問題で合併のスケジュールを遅らせるわけにはいかない」と苦戦

の選択だったこともうかがわれる。「一方、現行で議員報酬は市議と町村議で約三倍の格差がある。合併で函館市議並みの報酬にする

と三億円余りの負担増になり住民理解は難しい。四町村側からは「現行通りもやむなし」という声もあるが、「議会に五つの制度が現在あることになり法に抵触しないものの、同じ活動をする議員の報酬が異なるという不自然な状態が生じる。

他にも倍増する議員に合わせた議場や控室などの問題など具体的な課題への対応はこれからだ。報酬問題は二十九日の法定合併協議会で議論が予定されている。住民の意見が求めら

れられている。 (牧之段英樹)





